施設基準掲載について

2024年の診療報酬改定により、保険医療機関における書面掲示事項については、原則的にウェブサイト(ホームページ)に掲載することが義務化されました。

この義務化の経過措置期間は、2025/5/31までなっており、その後、完全義務化されます。

この取り組みは、患者様が医療機関を選定する際の判断材料となる情報提供を充実させ、 医療の透明性を高めることを目的としています。当院でも患者様により安心して医療を受 けていただけるよう、以下の施設基準情報を公開いたします。

当院で厚生労働省に届け出を行っている施設基準

- ·(医療DX) 医療 DX 推進体制整備加算
- ・(歯初診)歯科初診料の注1
- ·(外安全1) 外来環境体制加算1
- ·(外感染1)外来感染対策向上加算1
- ·(医管)医療安全管理体制加算
- ・(歯訪診) 在宅療養支援歯科診療所
- ·(手顕微加)手術用顕微鏡加算
- ・(歯技連1) 歯科技工士連携加算1
- ・(歯技連2)歯科技工士連携加算2
- ・(歯CAD) CAD/CAM 冠に係る施設基準
- ·(GTR)組織再生誘導手術
- ·(根切顕微) 手術用顕微鏡加算
- ・(補管) 補綴物維持管理料
- ・(歯外在ベI) 歯科外来診療医療安全対策加算1